第明治二十五年三月三十一日　種郵便物認可

駐在する事業場又は既に選任されている事業場	名称及び所在地（都道府県郡市区町村字番地を記載すること。）	
	選任年月日	

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第95（第210条関係）

特例選任ガス主任技術者引継届出書

年　　月　　日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）　印

次のとおりガス主任技術者の引継ぎをしたので、ガス事業法施行規則第210条第４項の規定により届け出ます。

引継ぎしたガス主任技術者	氏名及び生年月日	
	住所	
	ガス主任技術者免状の種類及び番号	
解任したガス主任技術者	氏名及び生年月日	
	住所	
	ガス主任技術者免状の種類及び番号	
引継ぎした事業場の名称及び所在地（都道府県郡市区町村字番地を記載すること。）		
駐在する事業場	名称及び所在地（都道府県郡市区町村字番地を記載すること。）	
引継年月日	年　　月　　日	

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第96（第211条関係）

（表　面）

第　　号

ガス事業法第172条第１項、第２項又は第３項の規定による立入検査証

職名及び氏名

年　　月　　日生

年　　月　　日発行

写真

押出スタンプ

経済産業大臣（電力・ガス取引監視等委員会委員長、経済産業局長、産業保安監督部長、都道府県知事又は市長）印

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とする。

（裏　面）

ガス事業法抜粋

第172条　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

３　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録ガス工作物検査機関又は国内登録ガス用品検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第201条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

十二　第172条第１項又は第３項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第202条　次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

四　第172条第２項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。